

研究ノート

民法改正整備法案による改正の実像

山本宣之

目次

- I 本稿の趣旨
- II 代表的な整備内容～総則関係
- III 代表的な整備内容～債権総則関係
- IV 代表的な整備内容～債権各則関係
- V 個別的な整備内容
- VI 条数等に関する整備内容
- VII その他の改正内容
- VIII おわりに

I 本稿の趣旨

「民法の一部を改正する法律案」(以下、改正法案とよび、法案〇〇条として引用する)が第189回国会に提出されるとともに、その施行に備えた「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」(以下、整備法案とよぶ)も同時に提出され、いずれも閉会中審査の議決を経て、第192回国会の衆議院において審議が開始された。改正法案は、現行の民法典(以下、現民法とよび、現〇〇条として引用する)の総則編と債権編の全般に及ぶ制定時以来の大規模な改正を目指すものであるため、整備法案による改正の対象となる関係法律の数も200以上に上り、対象となる条文の数は容易に数えることができない。この数の多さには、単純に圧倒されるばかりである。

(1) http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00175.html

(2) http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00176.html

改正法案に大きな関心が向けられるのは当然として、整備法案についてもどのような法律・条文を対象にどのような改正が予定されているのか、大変気になるところである。これを確認すること自体は、改正法案の内容をふまえる必要があるにせよ難しいものではないが、それを全面的に行うのは面倒な作業といえる。本稿の趣旨は、整備法案による改正の全部を確認し、整備の理由となる民法の改正箇所との関係に注意を払いながら、整備の内容を整理することにある。これは、もともと勉強のために部分的に始めた作業であるが、公刊にも意義があるように思われるため、研究ノートとして参考に供するものである。なお、整備法案には、関係法律に関する経過措置も含まれるが、条文の改正のみを取り上げる。したがって、本稿で整理するのは、「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案新旧対照条文」(以下、新旧対照条文とよぶ⁽³⁾)の内容ということになる。

実際に整理してみると、整備の対象となる法律・条文の数の印象とは異なり、同趣旨の改正が相当数あるため、整備内容の種類はある程度限定的であることが分かる(後述Ⅱ～Ⅳの「代表的な整備内容」とは、主にこうした改正である)。また、整備法案をみることにより、改正法案による改正内容の意義と重要性を改めて認識できる場合も少なくない(例として、後述Ⅳ 2 参照)。さらに、単なる整備的改正の範疇を超えた改正(いわば実質的改正。整備法案においてこうした改正が許されないという意味ではない)として評価しうるものも一定数存在する(例として、次述Ⅱ 1(3)(4)参照)。このほか、民法の改正とは直接の関係がない条文の字句や表現の修正もあり(後述Ⅵ参照)、現在の立法事情をうかがうこともできる⁽⁴⁾。

(3) <http://www.moj.go.jp/content/001142257.pdf>

(4) なお、「商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律案」(http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00197.html)が第192回国会に提出され、運送・海商関係等の規律について大幅な改正が予定されている。整備法案の対象となる条文も含まれているが、本稿では、この法律案を考慮せずに整備法案による改正を整理する。

II 代表的な整備内容～総則関係

1 意思表示

(1) 心裡留保による無効に関する民法 93 条ただし書の適用を除外する規定については、「民法 93 条 1 項ただし書」に改められる。これは、法案 93 条 2 項において、心裡留保による無効は善意の第三者に対抗できない旨の規定が新設されるため、現民法 93 条が法案 93 条 1 項に変更されることに伴うものである。たとえば、会社法 51 条 1 項は、「第九十三条ただし書及び第九十四条第一項の規定は、設立時発行株式の引受けに係る意思表示については、適用しない。」と定めるが、「第九十三条第一項ただし書」に改められる。

また、錯誤を理由とする無効の主張に関する規定については、「錯誤を理由とする取消し」などに改められる。これは、法案 95 条 1 項において、錯誤の効果が意思表示の無効から取消しに変更されることに伴うものである。たとえば、会社法 51 条 2 項は、「錯誤を理由として設立時発行株式の引受けの無効を主張し、又は詐欺若しくは強迫を理由として設立時発行株式の引受けの取消しをすることができない。」と定めるが、「錯誤、詐欺又は強迫を理由として設立時発行株式の引受けの取消しをすることができない。」に改められる。

この両者を合わせた同趣旨の改正は多数あり、株式の引受け、財産や基金の拠出に関して定める規定が対象である。例として、会社法 102 条 5 項・6 項、同法 211 条 1 項・2 項、一般社団・財団法人法 140 条 1 項・2 項、保険業法 30 条の 5 第 2 項・3 項を挙げることができる。また、錯誤のみに関する同趣旨の改正として、一般社団・財団法人法 165 条、電子記録債権法 12 条 1 項・2 項 2 号がある。

(2) 電子消費者契約・電子承諾通知特例法 3 条は、「民法第九十五条ただし書の規定は、消費者が行う電子消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示について、その電子消費者契約の要素に錯誤があった場合であって、当該錯誤が次のいずれかに該当するときは、適用しない。」と定めるが、

その引用条文は「民法第九十五条第三項」に改められる。これは、現民法95条ただし書が重過失の抗弁を定めるのに対し、改正法案では法案95条3項に変更されることに伴うものである。また、「要素に錯誤があった場合」については、「同条第一項第一号に掲げる錯誤に基づくものであって、その錯誤が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なもの〔であるとき〕」に改められる。この前段部分の改正は、法案95条1項においていわゆる表示錯誤（1号）と動機錯誤（2号）が区別されることに伴い、特例法3条の対象を表示錯誤に限定するものである。もともと特例法3条は、電子消費者契約の締結時の入力ミスや操作ミスに対処するための規定と解されていることから、その趣旨を明確にするものといえる。⁽⁵⁾ また、後段部分の改正は、法案95条1項柱書において錯誤の要素性の内容が新たに書き下されることに伴い、その内容を取り込むものである。⁽⁷⁾ 以上のような趣旨の改正は、特例法3条以外にみられない。

(3) 消費者契約法4条5項は、「第一項から第三項までの規定による消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消しは、これをもって善意の第三者に対抗することができない。」と定めるが、「善意でかつ過失のない第三者」に改められる。これは、現民法96条3項が詐欺による意思表示の取消しについて善意の第三者に対抗できないと定めるのに対し、法案96条3項において善意・無過失の第三者に変更されることに伴うものである。詐欺のときに第三者に無過失を要求することとのバランスから、詐欺よりも相手方の悪性が低い誤認や困惑のときにも無過失を要求すべきであるとの判断であろう。改正法案の考え方に整合させる目的ではあるが、単なる整備的改正とはいえ、実質的改正に属すると考えられる。なお、同趣旨の改正として、特定商取引法9条の3第2項、割賦販売法35条の

(5) 山本敬三『民法講義I（第3版）』220-221頁（2011年、有斐閣）。

(6) 文言上は表示錯誤に限定されていたわけではないため、整備的改正を超えるようにも思われるが、実質的改正とまではいえないであろう。

(7) 潮見佳男『民法（債権関係）改正法案の概要』169頁（2015年、金融財政事情研究会）8頁。

3の13第5項がある。

(4) 電子記録債権法12条1項は、「電子記録の請求における相手方に対する意思表示についての民法第九十三条ただし書若しくは第九十五条の規定による無効又は同法第九十六条第一項若しくは第二項の規定による取消しは、善意でかつ重大な過失がない第三者（同条第一項及び第二項の規定による取消しにあっては、取消し後の第三者に限る。）に対抗することができない。」と定めるが、このうち心裡留保に関する「民法第九十三条ただし書」の引用部分は「削除」される。これは、法案93条2項において第三者保護の規定が新設されること（前述(1)参照）に伴い、今後はその規律に従うこととするものである。しかし、法案93条2項は善意の第三者に対抗できないと定めるのみであり、第三者が無重過失でなければならぬかどうかは解釈に委ねられる。したがって、この改正は、少なくとも文言上は、第三者が無重過失であることを不要とする実質的改正を含むものと評価できるであろう。

また、他の部分は、「民法第九十五条第一項又は第九十六条第一項若しくは第二項の規定による取消しは、善意でかつ重大な過失がない第三者（同条第一項の規定による強迫による意思表示の取消しにあっては、取消し後の第三者に限る。）に対抗することができない。」に改められる。これは、法案96条3項において詐欺取消しに関する第三者に無過失が要求されるよう変更されること（前述(3)参照）に伴い、詐欺取消しの取消し前の第三者についても無重過失を要求するよう変更する趣旨と思われる（なお、錯誤取消しに関する改正部分については、前述(1)参照）。もっとも、電子記録債権法12条1項は、現民法96条3項により取消し前の善意の第三者が保護されることを前提に、取消し後の無重過失の第三者を独自に保護するものであると解されていたが、整備法案による改正の結果、取消し前の第三者も無重過失であることが必要となる。法案96条3項のように無過失までは要求できないが、現民法96条3項のように善意で足

(8) 始関正光・高橋康文「電子記録法の概要」ジュリ1345号7頁（2007年）。

りるとすることもできないと判断され、無重過失を要求することとされたのではないかと推測される。これも実質的改正に当たると評価できるであろう。

2 代理

「民法第百八条（自己契約及び双方代理）」の適用を除外する規定については、「民法第百八条（自己契約及び双方代理等）」に改められる。これは、法案108条2項において利益相反行為を無権代理とする規定が新設され、それを受けて法案108条の見出しに「等」が追加されることに伴うものである。これと同趣旨の改正は数件あり、保険業法247条の5第1項、資産流動化法80条2項、信用保証協会法13条1項などを挙げることができる。

所定の承認を受けることを要件に利益相反行為を許容する旨の規定があるときは、その行為についても法案108条の適用が除外されるよう改められる。これも、法案108条2項が新設されることに伴うものである。つまり、現民法108条には利益相反行為を禁止する規定がないため、所定の承認を受けた利益相反行為について適用除外を定める必要性がなかったが、法案108条2項により利益相反行為が無権代理とされることとなるため、新たに適用除外を定める必要性が生じたということである。たとえば、会社法356条2項は、「民法第百八条の規定は、前項の承認を受けた同項第二号の取引については、適用しない。」と定めるが、「民法第百八条の規定は、前項の承認を受けた同項第二号又は第三号の取引については、適用しない。」に改められる。「第二号」は自己契約・双方代理に当たる取引、「第三号」は利益相反取引に関する規定である。これと同趣旨の改正は多数あり、資産流動化法80条2項（前掲参照）、また他の例として、会社法595条2項、一般社団・財団法人法84条2項、信用金庫法35条の5第2項を挙げることができる。

また、所定の承認を受けることを要件に自己契約・双方代理（のみ）を許容する旨の規定について、同じ要件のもとで利益相反行為を許容する旨を追加するよう変更されることがある。これは、解釈上認められていた可

能性もあるが、整備法案による上のような改正を契機に補充の必要性が認識され、実質的改正を行うものと考えられる。たとえば、信用保証協会法13条1項は、「理事は、監事の承認を受けた場合に限り、自己又は第三者のために協会と取引をすることができる。」と定めるが、「自己又は第三者のために協会と取引をし、又は当該理事と協会との利益が相反する行為をすることができる。」に改められる。これと同趣旨の改正として、農業協同組合法35条の2第2項、水産業協同組合法39条の2第2項、森林組合法47条2項などがある。

3 時効

(1) 時効の中断に関する規定については、その内容に応じて「時効の完成猶予」「時効の更新」「時効の完成猶予又は更新」という表現に改められる。これは、改正法案により、時効の中断・停止が、時効の完成猶予・更新に再編されることに伴うものである。たとえば、手形法71条は、「時効ノ中断ハ其ノ中断ノ事由ガ生ジタル者ニ対シテノミ其ノ効力ヲ生ズ」と定めるが、「時効ノ完成猶予又ハ更新ハ其ノ事由ガ生ジタル者ニ対シテノミ其ノ効力ヲ生ズ」に改められる。これと同趣旨の改正は多数あり、小切手法52条、地方自治法236条3項、会計法31条2項などである。

(2) それと厳密には区別しづらいが、所定の事由によって時効の中断が生じる旨を定める規定については、その事由の種類に応じて「時効の完成猶予」「時効の更新」「時効の完成猶予及び更新」が生じる旨に改められる。これも、改正法案により、時効の中断・停止が、時効の完成猶予・更新に再編されることに伴うものである。これと同趣旨の改正は非常に多く、対象となる法律は70以上、その条項数は100以上に上る。

少し細かくみると、この改正の仕方には3つないし4つの種類がある。たとえば、会計法32条は、「法令の規定により、国がなす納入の告知は……時効中断の効力を有する。」と定めるが、「時効の更新の効力を有する。」に改められる。これが最も簡潔な改正であり、同様の例として、自動車損害賠償保障法80条3項、地方自治法236条4項、介護保険法200

条2項などがある。

また、たとえば、国税通則法73条1項は、「国税の徴収権の時効は、次の各号に掲げる処分に係る部分の国税については、その処分の効力が生じた時に中断し、当該各号に掲げる期間を経過した時から更に進行する。」と定めるが、「国税の徴収権の時効は、次の各号に掲げる処分に係る部分の国税については、当該各号に定める期間は完成せず、その期間を経過した時から新たにその進行を始める。」に改められる。これは、改正法案において、時効の完成猶予は、「……までの間は、時効は、完成しない。」(法案147条1項柱書など)と表現され、時効の更新は、「……時から新たにその進行を始める。」(法案147条2項など)と表現されることに合わせるものといえる。これと同様の例として、国税通則法73条5項・6項、地方税法18条の2第1項・5項・6項、地方自治法242条の2第8項、犯罪被害者保護法28条、船舶所有者等責任制限法54条がある。

さらに、たとえば、民事再生法143条5項は、損害賠償請求権の査定について「第一項の申立てがあったとき、又は職権による査定の手続の開始決定があったときは、時効の中断に関しては、裁判上の請求があったものとみなす。」と定めるが、「時効の完成猶予及び更新に関しては、裁判上の請求があったものとみなす。」に改められる。法案147条においては、裁判上の請求等があった場合の時効障害について、裁判上の請求による時効の完成猶予、確定判決によらずに終了した場合の時効の完成猶予、確定判決によって終了した場合の時効の更新という、多段階の枠組みが採用されるため、民事再生法143条5項の改正は、この多段階の枠組みも取り込むものであることになる。これと同様の例が最も多く、会社法545条3項、民事訴訟法49条1項・147条、破産法178条4項、金融商品取引法156条の51第1項、貸金業法41条の51第1項、労災補償法38条3項、男女雇用機会均等法24条などを挙げることができる。

このほか、法案147条の多段階の枠組みに即して時効の完成猶予や更新が生じることを、新たに書き下すものもある。たとえば、手形法附則86条1項は、裏書人の他の裏書人・振出人に対する手形債権の消滅時効につ

いて、「其ノ者ガ訴ヲ受ケタル場合ニ在リテハ前者ニ対シ訴訟告知ヲ為スニ因リテ中断ス」と定めるが、「訴訟告知ヲ為シタルトキハ訴訟ガ終了スル（確定判決又ハ確定判決ト同一ノ効力ヲ有スルモノニ依リテ其ノ訴ニ係ル権利ガ確定セズシテ訴訟ガ終了シタル場合ニ在リテハ其ノ終了ノ時ヨリ六月ガ経過スル）迄ノ間ハ完成セズ」に改められる。また、同条2項は、「前項ノ規定ニ因リテ中断シタル時効ハ裁判ノ確定シタル時ヨリ更ニ其ノ進行ヲ始ム」と定めるが、「前項ノ場合ニ於テ確定判決又ハ確定判決ト同一ノ効力ヲ有スルモノニ依リテ其ノ訴ニ係ル権利ガ確定シタルトキハ時効ハ訴訟ノ終了シタル時ヨリ更ニ其ノ進行ヲ始ム」に改められる。これは、現行規定が「裁判上の請求（があったもの）とみなす」となっていないためではないかと思われる。これと同趣旨の改正は、小切手法附則73条1項・2項にみられる⁽⁹⁾。

(3) 時効期間について、〇〇年間行わないとき、〇〇年が経過したときなどと定める規定については、「行使することができる時から〇〇年を経過したとき」に改められる。これは、法案166条により債権等の消滅時効に主観的起算点と客観的起算点が設けられ、権利を行使することができる時が客観的起算点とされることに伴い、当該権利についての客観的起算点を明確にするものであり、また、客観的起算点からの時効期間であることを明確にするものである。これと同趣旨の改正は非常に多く、対象となる法律は90以上、その条項数は100以上に上る。たとえば、会社法701条1項は、「社債の償還請求権は、十年間行使しないときは、時効によって消滅する。」と定めるが、「社債の償還請求権は、これを行行使することがで

(9) 以上の整理からすると、仲裁法29条2項の改正はやや特殊であると思われる。同条同項は、「仲裁手続における請求は、時効中断の効力を生ずる。ただし、当該仲裁手続が仲裁判断によらずに終了したときは、この限りでない。」と定めるが、「仲裁手続における請求は、時効の完成猶予及び更新の効力を生ずる。ただし、当該仲裁手続が仲裁判断によらずに終了したときは、この限りでない。」に改められるにとどまる。仲裁手続における請求が裁判上の請求に相当し、仲裁判断が確定判決に相当すると解すれば、むしろ法案147条の枠組みに従って改正するのが自然である。しかし、仲裁法の解釈は蓄積途上であることから（出井直樹ほか「新仲裁法の理論と実務 第11回」ジュリ1277号70頁以下（2004年）参照）、そのような改正は見送られたのではないかと推測される。

きる時から十年間行使しないときは、時効によって消滅する。」に改められる。大多数はこの改正の仕方であり、一例として、商法 567 条・765 条、会社法 701 条 2 項・705 条 3 項、保険法 95 条 1 項・2 項、自動車損害賠償保障法 75 条、地方自治法 236 条 1 項、会計法 30 条、国民年金法 102 条 4 項、健康保険法 193 条 1 項、労災補償法 42 条を挙げることができる。

定期金債権については、より詳細な記述によって客観的起算点を明確にすることが行われる。たとえば、国民年金法 102 条 1 項は、「年金給付を受ける権利（当該権利に基づき支払期月ごとに又は一時金として支払うものとされる給付の支給を受ける権利を含む。第三項において同じ。）は、その支給事由が生じた日から五年を経過したときは、時効によつて、消滅する。」と定めるが、その括弧書の定期金債権は括弧を外して独立に書き出され、「当該権利に基づき支払期月ごとに支払うものとされる年金給付の支給を受ける権利は、当該日の属する月の翌月以後に到来する当該年金給付の支給に係る第十八条第三項本文に規定する支払期月の翌月の初日から五年を経過したときは」に改められる。これと同趣旨の改正として、厚生年金保険法 92 条 1 項⁽¹⁰⁾などがある。

また、義務の側から消滅時効を定める規定については、客観的起算点の表現に合わせて、権利の側からの規定に改められる。たとえば、旧簡易生命保険法 87 条は、「保険金、年金、還付金及び契約者配当金の支払義務並びに保険料の返還義務は五年、保険料の払込義務は一年を経過したときは、時効によつて消滅する。」と定めるが、「保険金、年金、還付金及び契約者配当金の支払義務並びに保険料の返還義務に係る請求権はこれらを行することができる時から五年、保険料の払込義務に係る請求権はこれを行使

(10) なお、国民年金法 102 条 3 項は、「給付を受ける権利については、会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第三十一条の規定を適用しない。」と定めるが、これは、同条 1 項の「年金給付を受ける権利（当該権利に基づき支払期月ごとに又は一時金として支払うものとされる給付の支給を受ける権利を含む。第三項において同じ。）という規定を前提にしたものであった。しかし、同条 1 項が改められ（本文参照）、括弧書の定期金債権が独立に書き出されることから、「第一項に規定する年金給付を受ける権利又は当該権利に基づき支払期月ごとに支払うものとされる年金給付の支給を受ける権利については」に改められる。これと同趣旨の改正として、厚生年金法 92 条 4 項がある。

することができる時から一年」に改められる。これと同趣旨の改正として、漁船損害等補償法 113 条の 17 がある。

(4) 信託法 43 条 2 項は、受託者の損失填補責任等に関して、「第四十一条の規定による責任に係る債権は、十年間行使しないときは、時効によって消滅する。」と定めるが、同条同項に柱書・1号・2号が設けられ、「第四十一条の規定による責任に係る債権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。一 受益者が当該債権を行使することができることを知った時から五年間行使しないとき。二 当該債権を行使することができる時から十年間行使しないとき。」に改められる。これは、法案 166 条において権利を行使することができることを知った時が主観的起算点とされ、主観的起算点からの時効期間が新設されることを契機に、新たに主観的起算点を導入しかつ時効期間を新設するものであり、実質的改正であると考えられる。こうした趣旨の改正は、信託法 43 条 2 項以外にみられない（なお、後述Ⅳ 3(1) の不法行為に関する改正も参照）。

Ⅲ 代表的な整備内容～債権総則関係

1 法定利率

(1) 法定利率により算定した金銭、年〇分（年〇パーセント）の割合により算定した金銭などと定める規定については、「……の日における法定利率により算定した金銭」などに改められる。これは、現民法 404 条による年 5 分の固定利率が、法案 404 条により 3 年ごとに見直しを行う変動利率に変更され、どの時点の法定利率が適用されるかという基準時を定める必要が生じることに伴うものである。たとえば、民事執行法 88 条 2 項は、「前項の債権が無利息であるときは、配当等の日から期限までの法定利率による利息との合算額がその債権の額となるべき元本額をその債権の額とみなして、配当等の額を計算しなければならない。」と定めるが、「配当等の日から期限までの配当等の日における法定利率による利息」に改められる。これと同趣旨の改正は多数あり、破産法 99 条 1 項 2 号・4 号、刑事

補償法4条5項・6項、原子力損害賠償法4条1項1号・2号、労災補償法64条1項1号・2号などである。

(2) また、商法514条は年6分の商事法定利率を定めるが、この規定は「削除」される。これは、法案404条により法定利率が変動利率に変更され、金利の動向に連動して変動する場合に、それと無関係に年1パーセントを上乗せすることには合理性を認めがたいとされたためである。⁽¹¹⁾

これに伴い、商法514条と同じく年6分(年6パーセント)の固定利率を採用していた規定も、次のいずれかの内容に改められる。一つは、年6分の固定利率を排して法案404条の法定利率に改めるものである。たとえば、会社法117条4項は、「株式会社は、裁判所の決定した価格に対する第一項の期間の満了の日後の年六分の利率により算定した利息をも支払わなければならない」と定めるが、「第一項の期間の満了の日後の法定利率による利息」に改められる。これと同趣旨の改正は多数あり、商法513条1項、会社法119条4項ほか多数の条項、手形法49条2号、小切手法45条2号、都市再開発法91条1項などである。もう一つは、年6分の固定利率を維持すべき場合にその旨を明記するよう改めるものである。たとえば、手形法48条1項2号は、所持人は「年六分ノ率ニ依ル満期以後ノ利息」も請求できると定めるが、「法定利率(国内ニ於テ振出シ且支払フベキ為替手形以外ノ為替手形ニ在リテハ年六分ノ率次条第二号ニ於テ同ジ)ニ依ル満期以後ノ利息」と改め、国外振出等の為替手形について括弧書の新設する。これと同趣旨の改正として、小切手法44条2号がある。

2 債権者代位権、詐害行為取消権

(1) 債権者代位権に関する民法423条、詐害行為取消権に関する民法424条などを引用する規定については、改正法案中の対応する条項等の引用に改められる。これは、改正法案により、債権者代位権と詐害行為取消

(11) 法務省法制審議会民法(債権関係)部会の部会資料82-2「民法(債権関係)の改正に関する要綱仮案の第二次案補充説明」2頁(2014年)参照。

権に関する規律が大幅に改正され、民法第三編第一章第二節の「第三款詐害行為取消権」の新設、多数の条文の変更や新設が行われることに伴うものである。たとえば、破産法45条1項は、「民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百二十三条又は第四百二十四条の規定により破産債権者又は財団債権者の提起した訴訟が破産手続開始当時係属するときは、その訴訟手続は、中断する。」と定めるが、「第四百二十三条第一項、第四百二十三条の七又は第四百二十四条第一項の規定により」に改められる。また、国税通則法42条は、「民法第四百二十三条（債権者代位権）及び第四百二十四条（詐害行為取消権）の規定は、国税の徴収に関して準用する。」と定めるが、「民法第三編第一章第二節第二款（債権者代位権）及び第三款（詐害行為取消権）の規定」に改められる。これと同趣旨の改正は多数あり、会社法865条4項、民事再生法40条の2第1項・2項、会社更生法52条の2第1項、地方税法20条の7などがある。

(2) 非訟事件手続法第三編の「第一章裁判上の代位に関する事件（第八十五条―第九十一条）」の見出し、同法85条から91条までの規定は、いずれも「削除」される。これは、現民法423条2項本文が、被保全債権の期限が未到来の場合について裁判上の代位ができる旨を定めるのに対し、法案423条2項本文において、「債権者は、その債権の期限が到来しない間は、被代位権利を行使することができない。」に変更され、裁判上の代位の制度が廃止されることに伴うものである。

(3) 詐害行為取消権による債務者の行為の取消しに関する規定については、「詐害行為取消請求をする」という表現に改められる。これは、詐害行為の取消しを裁判所に請求することが、法案424条3項により「詐害行為取消請求」という表現に統一されることに伴うものである。たとえば、自動車抵当法6条ただし書は、「民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百二十四条の規定により他の債権者が債務者の行為を取り消すことができる場合は、この限りでない。」と定めるが、「第四百二十四条第三項に規定する詐害行為取消請求をすることができる場合」に改められる。また、信託法11条1項は、「……債権者は、受託者を被告として、民法（明治二

十九年法律第八十九号) 第四百二十四条第一項の規定による取消しを裁判所に請求することができる。」と定めるが、「第四百二十四条第三項に規定する詐害行為取消請求をすることができる。」に改められる。これと同趣旨の改正は数件あり、信託法 11 条 2 項・4 項、工場抵当法 2 条 1 項、航空機抵当法 6 条などである。

(4) 債権者を害する事実(害すべき事実)を知らなかったときに関する規定については、「債権者を害することを知らなかったとき」という表現に改められる。たとえば、破産法 160 条 1 項 1 号ただし書は、「これによって利益を受けた者が、その行為の当時、破産債権者を害する事実を知らなかったときは、この限りでない。」と定めるが、「破産債権者を害することを知らなかったとき」に改められる。これは、法案 424 条 1 項において詐害行為の受益者が善意である場合の表現が、「債権者を害することを知らなかったとき」に変更されることに伴い、詐害行為取消権と類似の機能を有する否認権等についても、その表現を合わせるものと考えられる。これと同趣旨の改正は多数あり、商法 18 条の 2 第 1 項、会社法 23 条の 2 第 1 項ほか数件の条項、信託法 11 条 1 項・2 項・7 項、破産法 160 条 1 項 2 号・162 条 1 項 2 号ほか数件の条項、民事再生法 127 条 1 項 1 号・2 号ほか数件の条項などである。

また、たとえば、破産法 161 条 1 項 1 号は、相当の対価を得てした財産の処分行為を否認するための要件に関して、「破産債権者を害する処分……をするおそれを現に生じさせるものであること。」と定めるが、「破産債権者を害することとなる処分」に改められる。これは、法案 424 条の 2 第 1 号の新設規定において、債務者が相当の対価を得てした財産の処分行為について詐害行為取消請求をするための要件として、「債権者を害することとなる処分……をするおそれを現に生じさせるものであること。」と定められることに伴い、類似の機能を有する否認権についても、その表現を合わせるものと考えられる。これと同趣旨の改正として、民事再生法 127 条の 2 第 1 項 1 号、会社更生法 86 条の 2 第 1 項 1 号、金融機関等更生手続特例法 57 条の 2 第 1 項 1 号、同法 223 条の 2 第 1 項 1 号がある。

(5) 破産法 176 条は、否認権行使の期間制限につき、「否認権は、破産手続開始の日から二年を経過したときは、行使することができない。否認しようとする行為の日から二十年を経過したときも、同様とする。」と定めるが、「否認しようとする行為の日から十年を経過したときも、同様とする。」に改められる。これは、法案 426 条において、詐害行為取消権の長期の期間制限が 20 年から 10 年に短縮されることに伴い、類似の機能を有する否認権についても長期の期間制限を 10 年に変更するものであると考えられ、実質的改正に当たるといえる。これと同趣旨の改正として、商法 18 条の 2 第 2 項、会社法 23 条の 2 第 2 項ほか数件の条項、民事再生法 139 条、会社更生法 98 条がある。

なお、特定破産法人の破産財団に属すべき財産の回復に関する特別措置法 5 条はその見出しを「否認権の時効の特例」とするが、「否認権行使の期間の特例」に改められる。しかし、これは、法案 426 条において詐害行為取消権の期間制限が出訴期間に変更されることに伴うものではないであろう。むしろ、旧破産法 85 条が、否認権の期間制限について「時効ニ因リテ消滅ス」と定めていたのに対し、平成 16 年破産法改正による破産法 176 条において「行使することができない」と改められたこと⁽¹²⁾に伴うべきものであり、積み残しの改正であると考えられる。

(6) このほか、法案 424 条の 5 柱書・1 号・2 号において、転得者に対する詐害行為取消請求の要件が従来の通説・判例と異なる内容で定められることに伴い、その改正を取り込むかたちで倒産関係法（破産法、民事再生法、会社更生法など）の一部も改正される（なお、信託法 11 条 1 項・4 項、同法 12 条 1 項・3 項についても、同趣旨の改正が行われる）。また、法案 425 条の 5 において、詐害行為取消請求を受けた転得者の権利に関する規定が新設されることに伴い、その改正を取り込むかたちで倒産関係法の一部も改正される⁽¹³⁾。いずれも実質的改正である（よく知られており、今

(12) 山本克己「否認権（下）」ジュリ 1274 号 130 頁（2004 年）参照。

(13) 潮見・前掲注(7) 82-83 頁、91-93 頁、中井康之「債権法研究会報告第 17 回・詐害行為取消権」金法 2041 号 26 頁、32 頁（2016 年）。

後も紹介される機会が多いと思われるため、詳述しない)。

3 債権譲渡

(1) 債権等の譲渡禁止特約に関する規定については、改正法案において現民法 466 条 2 項の規律が根本的に見直され、表現も変更されるため、改められる。

まず、信託法 93 条 2 項は、受益権の譲渡性に関して、「前項の規定は、信託行為に別段の定めがあるときは、適用しない。ただし、その定めは、善意の第三者に対抗することができない。」と定めるが、「前項の規定にかかわらず、受益権の譲渡を禁止し、又は制限する旨の信託行為の定め（以下この項において「譲渡制限の定め」という。）は、その譲渡制限の定めがされたことを知り、又は重大な過失によって知らなかった譲受人その他の第三者に対抗することができる。」に改められる。この前半部分の改正は、法案 466 条 2 項において、債権譲渡禁止特約に関して、「当事者が債権の譲渡を禁止し、又は制限する旨の意思表示（以下「譲渡制限の意思表示」という。）」との表現に改められることに伴うものである。これと同趣旨の改正として、信託法 96 条 2 項、預金保険法 131 条 2 項・4 項・7 項がある。

また、その後半部分の改正は、法案 466 条 3 項、法案 466 条の 5 第 1 項において、債務者は譲渡制限の意思表示につき悪意・重過失の第三者に対し履行を拒絶することや対抗することができること定められ、重過失の第三者も含まれること、および債務者が悪意や重過失の立証責任を負うことが明確にされることに伴い、信託法においても同様の明確化が図られるものであり、実質的改正を含むと考えられる。これと同趣旨の改正として、信託法 96 条 2 項がある。

さらに、預金保険法 131 条 1 項は、「特定事業譲渡等……に係る債務の引受け及び譲渡禁止の特約のある債権の譲渡……は、……引き受ける債務に係る債権者及び……譲り受ける譲渡禁止の特約のある債権に係る債務者……の承諾を得ないでこれを行うことができる。」と定めるが、このうち

譲渡禁止特約付き債権に関する部分は「削除」される。これは、現行の預金保険法 131 条 1 項が、現民法 466 条 2 項の例外として、譲渡禁止特約付き債権についても債務者の承諾を要せずに当然に譲渡できると定めるのに対し、法案 466 条 2 項において、譲渡制限の意思表示のある債権も有効に譲渡できるとの規律が新たに採用され、特則を定める必要がなくなったことによるものである。また、預金保険法 131 条 1 項と 2 項の間に、新設の 2 項として、「民法第四百六十六条第三項及び第四百六十六条の五第一項の規定は……特定事業譲渡等に係る譲渡制限の意思表示……がされた債権の譲渡については、適用しない。」とする規定が追加される。これは、現行の預金保険法 131 条 1 項が自らの例外を認めていないのに対し、法案 466 条 3 項と法案 466 条の 5 第 1 項において、譲渡制限の意思表示につき悪意・重過失の第三者に対し履行を拒絶することや対抗することができるのと例外が設けられるため、その適用を排除する必要が生じたものである。この 2 つの改正により、現行の預金保険法 131 条 1 項の内容が維持されることになるといえる。これらと同趣旨の改正は、預金保険法 131 条以外にみられない。

(2) 債権譲渡がなされた場合における債務者の抗弁に関する規定については、改政法案において現民法 468 条の規律が大幅に見直されるため、改められる。

動産・債権譲渡特例法 4 条 3 項は、債権譲渡登記がされた場合について、「民法第四百六十八条第二項の規定は、前項に規定する通知がされたときに限り適用する。この場合においては、当該債権の債務者は、同項に規定する通知を受けるまでに譲渡人に対して生じた事由を譲受人に対抗することができる。」と定めるが、「民法第四百六十六条の六第三項、第四百六十八条第一項並びに第四百六十九条第一項及び第二項の規定は、前項に規定する場合に限り適用する。」(これに文言の読替えが続く)に改められる。このうち、「第四百六十八条第一項」については、法案 468 条 1 項において、現民法 468 条 2 項の規律が債務者対抗要件一般に拡張されつつ継承されることに伴い、項数を変更して従来通り引用するものである。また、

「第四百六十九条第一項及び第二項」については、法案469条1項・2項において、いわゆる債権譲渡と相殺の問題に関する規律が新設されることに伴い、条文の引用を追加するものである。そして、「第四百六十六条の六第三項」については、法案466条の6第3項において、将来債権の譲渡後に譲渡制限の意思表示がなされた場合に関する規律が新設されることに伴い、条文の引用を追加するものである。いずれも改正法案による規律を取り込む部分があり、実質的改正を含むものであると考えられる。これと同趣旨の改正は、動産・債権譲渡特例法4条3項以外にみられない。

なお、動産・債権譲渡特例法14条1項は、「第四条……の規定中債権の譲渡に係る部分は、法人が債権を目的として質権を設定した場合において、当該質権の設定につき債権譲渡登記ファイルに記録された質権の設定の登記……について準用する。」と定めるが、「第四条（第三項を除く。）」に改められ、また、後段として「民法第四百六十八条第一項の規定はこの項において準用する第四条第二項に規定する場合について、それぞれ準用する。」とする規定が追加される。これは、動産・債権譲渡特例法4条3項が改められること（前述参照）に伴い、債権質に準用する必要のない規定（法案466条の6第3項、法案469条1項・2項）を排除するため、いったん同法4条3項を準用から除外したうえで、同法4条3項中の法案468条1項のみを準用することを独立に定めるものである。これと同趣旨の改正は、動産・債権譲渡特例法14条1項の他の箇所にもみられる。

(3) 指名債権に関する規定については、各規定の文脈に応じて他の表現に改められる。これは、「民法第三編第一章第七節有価証券」として指名債権以外の債権に関する一般規定が新設され、「民法第三編第一章第四節債権の譲渡」は指名債権のみに関する規定となるため、「指名債権（の譲渡）」の語が廃止されて「債権（の譲渡）」という表記に変更されること（法案467条・468条）に伴うものである。

たとえば、動産・債権譲渡特例法4条1項は、「法人が債権（指名債権であつて金銭の支払を目的とするものに限る。以下同じ。）を譲渡した場合において、当該債権の譲渡につき債権譲渡登記ファイルに譲渡の登記がさ

れたときは……」と定めるが、「債権（金銭の支払を目的とするものであって、民法第三編第一章第四節の規定により譲渡されるものに限る。以下同じ。）」に改められる。これと同趣旨の改正として、手形法 11 条 2 項・20 条 1 項、小切手法 14 条 2 項・24 条 1 項、企業担保法 49 条 1 項・2 項がある。また、電子記録債権法 77 条 2 項は、「電子記録債権……は、前項の規定により債権記録がその効力を失った日……以後は、当該債権記録に記録された電子記録債権の内容をその権利の内容とする指名債権……として存続するものとする。」と定めるが、「当該債権記録に記録された電子記録債権の内容をその権利の内容とする債権」に改められる。さらに、たとえば、会社法施行整備法 230 条 3 項 2 号は、「二 指名金銭債権（指名債権であって金銭の支払を目的とするものをいう。）」と定めるが、「二 金銭債権（民法第三編第一章第七節第一款に規定する指図証券、同節第二款に規定する記名式所持人払証券、同節第三款に規定するその他の記名証券及び同節第四款に規定する無記名証券に係る債権並びに電子記録債権法（平成十九年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子記録債権を除く。）」に改められる。このように指名債権以外の債権を列挙して除外する趣旨の改正は多数あり、銀行法 10 条 2 項 5 号の 2、保険業法 98 条 1 項 4 号の 2、資産流動化法 200 条 2 項 2 号などがある。⁽¹⁴⁾

このほか、たとえば、保険業法 140 条 3 項は、「民法第四百六十七条（指名債権の譲渡の対抗要件）」を引用するが、法案 467 条について見出しが変更されることに伴い、「民法第四百六十七条（債権の譲渡の対抗要件）」とのみ改められる。これと同趣旨の改正として、保険業法 173 条の 7 第 3 項、銀行法 36 条 2 項がある。なお所得税法 2 条 1 項 15 号の 2 は、「公社債等」の定義から「指名金銭債権」の語を単純に削除するが、これ

(14) このように「指名債権」を表現するには、「債権」から指名債権以外の債権を除外する方法か、「民法第三編第一章第四節の規定により譲渡されるものに限る」とする方法によらざるをえなくなる。他方で、その除外する債権を証券的債権に限定すると、「債権」には電子記録債権も含まれることになる。資産流動化法 200 条 2 項 3 号の「電子記録債権」が単純に削除されるのはこの関係を利用するものであり、同項 2 号の「指名債権」から改められた「債権」に含める趣旨であると考えられる。

はその語に続く「その他の政令で定める資産」に含めるという趣旨の改正ではないかと推測される。

(4) 指図債権等に関する規定については、条文の削除、引用条文の削除などが行われる。これは、改正法案により、現民法 469 条から 473 条までの指図債権等の規定が削除されるとともに、「民法第三編第一章第七節有価証券」の法案 520 条の 2 から 20 において、それらの債権に関する一般規定が新設されることに伴うものである。

たとえば、商法 516 条 2 項・517 条・518 条・519 条は、指図債権等の有価証券について定めるが、「民法第三編第一章第七節有価証券」において同等の規定が新設されるため、すべて「削除」される。同趣旨の改正として、民法施行法 57 条がある。また、抵当証券法 40 条は、「民法第四百七十条、第四百七十二条、商法第五百十六条第二項、第五百七条、第五百十八条……及民法施行法第五十七条ノ規定ハ抵当証券ニ付之ヲ準用ス」と定めるが、それらの引用条文がすべて削除されるため、その引用部分もすべて「削除」される。古物営業法 20 条は、「古物商が買い受け、又は交換した古物（商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百十九条に規定する有価証券であるものを除く。）のうちに盗品又は遺失物があつた場合……」と定めるが、「古物（指図証券、記名式所持人払証券（民法（明治二十九年法律第八十九号）第五百二十条の十三に規定する記名式所持人払証券をいう。）及び無記名証券であるものを除く。）」に改められる。これは、商法 519 条が削除されることに伴い、除外する有価証券を列挙する必要が生じたことによるものである。⁽¹⁵⁾

このほか、国税徴収法 24 条 5 項 1 号は、滞納処分⁽¹⁵⁾の続行を通知すべき場合の財産として、「第三者が占有する動産（第七十条（船舶又は航空機の差押え）又は第七十一条（自動車、建設機械又は小型船舶の差押え）の規定の適用を受ける財産及び無記名債権を除く。以下同じ。）又は有価証

(15) なお、指図証券、記名式所持人払証券、無記名証券はいずれも同法において初出であり、なぜ記名式所持人払証券にのみ定義が設けられるのかの理由は不明である（指図証券・無記名証券に比べて特殊な概念のためであろうか）。

券」と定めるが、無記名債権の部分は「削除」される。これは、法案 520 条の 20 において、無記名証券が有価証券の一種とされ記名式所持人払証券の規定が準用される（そして、無記名債権を動産とみなす現民法 86 条 3 項が削除される）ことに伴うものである。

5 弁済供託

弁済供託と同趣旨の供託に関する規定については、供託原因の項や号の書き分けが改められる。これは、現民法 494 条の供託原因が、法案 494 条において、1 項 1 号（弁済の提供があった場合の債権者の受領拒絶）、2 号（債権者の受領不能）、2 項本文（債権者の不確知）、2 項ただし書（弁済者の過失）に整理されることに伴い、同様の書き分けと表現に改めるものである。たとえば、著作権法 74 条 1 項は、補償金の供託ができる場合について、「一 著作権者が補償金の受領を拒み、又は補償金を受領することができない場合 二 その者が過失がなく著作権者を確知することができない場合」と定めるが、「一 補償金の提供をした場合において、著作権者がその受領を拒んだとき。二 著作権者が補償金を受領することができないとき。三 その者が著作権者を確知することができないとき（その者に過失があるときを除く。）」に改められる。これと同趣旨の改正は多数あり、特許法 88 条、農地法 10 条 3 項、土地収用法 95 条 2 項、マンション建替え円滑化法 76 条 1 項などである。法案 494 条 1 項 1 号では、弁済の提供があったことが要件として明確化されるため、同様の改正によりそれを取り込む部分は実質的改正に当たるであろう。

6 契約上の地位の移転

事業譲渡等に関する規定については、契約上の地位の移転に関する規律が追加されることがある。これは、法案 539 条の 2 として、契約上の地位の移転に関する規定が新設されることに伴うものである。たとえば、預金保険法 131 条 1 項は、「特定事業譲渡等……に係る債務の引受け及び譲渡禁止の特約のある債権の譲渡（第六項において「債務の引受け等」とい

う。)は……」と定めるが、「……に係る債務の引受け及び契約上の地位の移転は……」に改められる（譲渡禁止特約付き債権の譲渡に関する部分が削除される点については、前述3(1)参照）。これと同趣旨の改正として、預金保険法131条4項・7項、農水産業協同組合貯金保険法114条1項・3項・6項がある。

IV 代表的な整備内容～債権各則関係

1 定型約款

定型約款による取引が想定される事業に関する法律については、定型約款に関する規定の新設や変更が行われる。たとえば、電気通信事業法167条の2として、「電気通信事業による電気通信役務の提供に係る取引に関して民法（明治二十九年法律第八十九号）第五百四十八条の二第一項の規定を適用する場合においては、同項第二号中「表示していた」とあるのは、「表示し、又は公表していた」とする。」との規定が新設される。これは、新設の法案548条の2第1項2号において、定型約款の個別の条項についても合意したものとみなされる場合として、定型約款準備者が「あらかじめその定型約款を契約の内容とする旨を相手方に表示していたとき。」と定められることに伴い、その特則として「あらかじめ公表していたとき」を追加して規定を設けるものであり、その必要性の判断にもとづく実質的改正である。これと同趣旨の改正として、鉄道営業法18条の2、軌道法27条の2、道路運送法87条があり、また、既存の規定の変更による同趣旨の改正として、海上運送法32条の2、航空法134条の3、道路整備特別措置法55条の2がある。

2 担保責任

(1) 目的物の瑕疵や数量不足による担保責任に関する規定については、

(16) 潮見・前掲注(7)205-207頁参照。

「目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないこと」などの表現に改められる。これは、改正法案において、従来の瑕疵担保責任がいわゆる契約責任説の立場から抜本的に見直され、現民法の関連条文が削除されるとともに、売買契約に関する法案 526 条以下において、目的物の種類・品質・数量に関して契約不適合がある場合について、追完請求権・代金減額請求権等に関する規定が新設されること（また、民法 559 条により有償契約に準用されること）に伴うものである。たとえば、商法 526 条 2 項は、「前項に規定する場合において、買主は、同項の規定による検査により売買の目的物に瑕疵があること又はその数量に不足があることを発見したときは……」と定めるが、「売買の目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないこと」に改められる。また、消費者契約法 8 条 2 項 1 号は、「当該消費者契約において、当該消費者契約の目的物に隠れた瑕疵があるときに……」と定めるが、「引き渡された目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないとき」に改められる。これと同趣旨の改正として、商法 526 条 3 項、消費者契約法 8 条 1 項・2 項 2 号、宅地建物取引業法 35 条 1 項 13 号・37 条 1 項 11 号・40 条 1 項、建設業法 19 条 1 項 12 号などがある。

他方、同じ契機による改正であるが、住宅品質確保法 2 条 5 項は異なるアプローチをとり、「この法律において「瑕疵」とは、種類又は品質に関して契約の内容に適合しない状態をいう。」といういわば逆方向の定義規定を新設する。そして、同法において「瑕疵」「瑕疵担保責任」の語を維持するとともに、同法 94 条 3 項・95 条 3 項においては、改正法案の担保責任の規定を準用するに当たり、「不適合」を「瑕疵」と読み替えるものとする（もっとも、この場合の「瑕疵」は「不適合」の代用語にすぎないため、「隠れた」瑕疵という表現が採られることはない）。これと同趣旨の改正として、特定住宅瑕疵担保責任履行確保法 2 条 2 項の定義規定があり、同法でも「瑕疵」「瑕疵担保責任」の語が維持される。こうしたアプローチがとられるのは、「種類又は品質に関して契約の内容に適合しない状態」という長い表現の頻出を避け、簡潔な表現により条文の理解を容易にする

ことを優先したもの、また、特定住宅瑕疵担保責任履行確保法に「住宅建設瑕疵担保保証金」「住宅瑕疵担保責任保険」のような「瑕疵担保」を含む重要な概念・制度が存在することを考慮したものであろうと推測される。⁽¹⁷⁾

(2) 瑕疵担保責任の効果に関する規定については、規定の削除、引用条文の変更などが行われる。これは、従来の瑕疵担保責任がいわゆる契約責任説の立場に従って債務不履行責任の一種として位置づけられ、現民法の関連条文が削除されるとともに、目的物の契約不適合の場合について追完請求権・代金減額請求権を認める規定が新設されること（また、民法 559 条により有償契約に準用されること）に伴うものである。

たとえば、消費者契約法 8 条 1 項 5 号は、無効となる免責条項として、「消費者契約が有償契約である場合において、当該消費者契約の目的物に隠れた瑕疵があるとき（当該消費者契約が請負契約である場合には、当該消費者契約の仕事の目的物に瑕疵があるとき。次項において同じ。）に、当該瑕疵により消費者に生じた損害を賠償する事業者の責任の全部を免除する条項」と定めるが、この規定は「削除」される。これは、同項 1 号の「事業者の債務不履行により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項」と、同項 2 号の故意・重過失の債務不履行による場合の「一部を免除する条項」で足りることになるためである（これに伴い、同条 1 項 5 号の例外を定める同条 2 項についても、契約不適合による責任の免責条項に関する例外であることを明確にするための改正が行われる）。これと同趣旨の改正として、消費者集団訴訟特例法 3 条 1 項 4 号・2 項 1 号がある。

また、たとえば、住宅品質確保法 95 条 1 項は、新築住宅の売主に関して、「民法第五百七十条において準用する同法第五百六十六条第一項並びに同法第六百三十四条第一項及び第二項前段に規定する担保の責任を負う。」と定めるが、「民法第四百十五条、第五百四十一条、第五百四十二条、第五百六十二条及び第五百六十三条に規定する担保の責任を負う。」に改

(17) 潮見・前掲注 (7) 233 頁は、異なる推測をする。

められる。これは、売主の瑕疵担保責任に関する現民法 570 条・566 条、請負人の瑕疵担保責任に関する現民法 634 条がすべて削除されるためその引用を削除し、また、損害賠償については法案 415 条、法定解除については法案 541 条・542 条、追完請求権については法案 562 条、代金減額請求権については法案 563 条が適用されるため、それらを引用するものである。これと同趣旨の改正として、住宅品質確保法 94 条 1 項、特定住宅瑕疵担保責任履行確保法 17 条 1 項・19 条 2 号がある。

そして、特定住宅瑕疵担保責任履行確保法 14 条 1 項は、「当該特定住宅販売瑕疵担保責任に係る新築住宅の買主は、その損害賠償請求権に関し、当該供託宅地建物取引業者が供託をしている住宅販売瑕疵担保保証金について、他の債権者に先立って弁済を受ける権利を有する。」と定めるが、「瑕疵を理由とする代金の返還請求権又は損害賠償請求権（次項において「代金返還請求権等」という。）に関し」に改められる。これは、法案 563 条により代金減額請求権が認められ、それが行使された場合の既払代金の返還請求権を追加し、損害賠償請求権が行使された場合と差が生じないようにするものであると考えられる。これと同趣旨の改正として、特定住宅瑕疵担保責任履行確保法 14 条 2 項、同法 6 条 1 項・2 項（請負契約の場合の報酬返還請求権を追加する）がある。

このほか、国税徴収法 126 条は、その見出しは「担保責任」であり、「民法第五百六十八条（強制競売における担保責任）の規定は、差押財産の換価の場合について準用する。」と定めるが、見出しは「担保責任等」に改められ、引用条文は「民法第五百六十八条（競売における担保責任等）の規定」に改められる。これは、現民法 568 条が、見出しを「強制競売における担保責任」とし、担保責任による効果に関してのみ定めるのに対し、法案 568 条においては、見出しが「競売における担保責任等」に改められ、担保責任ではない法定解除に関しても定めるよう変更されることに伴うものである。これと同趣旨の改正は、国税徴収法 126 条以外にみられない。

(3) 目的物に用益権等の制限がある場合の担保責任に関する規定について

ては、その条文等は「削除」される。これは、従来の権利の瑕疵の担保責任についてもいわゆる契約責任説の立場に従って債務不履行責任の一種であることが明確にされ、現民法の関連条文が削除されるとともに、法案565条において、「権利が契約の内容に適合しないものである場合」として統合される（また、目的物の契約不適合に関する規定が準用される）ことに伴うものである。たとえば、借地借家法10条3項は、「民法（明治二十九年法律第八十九号）第五百六十六条第一項及び第三項の規定は、前二項の規定により第三者に対抗することができる借地権の目的である土地が売買の目的物である場合に準用する。」と定めるが、この規定（およびこの規定に関して同時履行の抗弁権を認める同条4項）は「削除」される。改正法案において現民法566条が削除され、また、借地借家法10条3項所定の場合も、法案565条の権利の契約不適合に端的に該当するためである。これと同趣旨の改正として、借地借家法31条2項・3項、農地法16条2項・3項、大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法4条3項・4項がある。

3 不法行為

(1) 不法行為による損害賠償請求権の長期と短期の期間制限に関する規定については、2種類の期間制限を1号と2号に書き分けるよう、また、長期の期間制限が消滅時効であることを明示するよう改められる。これは、現民法724条がその見出しを「不法行為による損害賠償請求権の期間の制限」とし、また、前段と後段において3年と20年の期間制限を定め、20年の期間制限については除斥期間であると解されているのに対し、法案724条において、その見出しは「不法行為による損害賠償請求権の消滅時効」に変更され、また、1号・2号により3年と20年の期間制限を定める方式に変更され、柱書により20年の期間制限も消滅時効であることが明示されることに伴うものである。たとえば、製造物責任法5条は、見出しを「期間の制限」とし、1項において「第三条に規定する損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び賠償義務者を知った時から三

年間行わないときは、時効によって消滅する。その製造業者等が当該製造物を引き渡した時から十年を経過したときも、同様とする。」と定めるが、その見出しは「消滅時効」に改められたうえ、「第三条に規定する損害賠償の請求権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。一 被害者又はその法定代理人が損害及び賠償義務者を知った時から三年間行使しないとき。二 その製造業者等が当該製造物を引き渡した時から十年を経過したとき。」に改められる。これと完全に同趣旨の改正は、製造物責任法5条以外にみられない。

もっとも、すでに長期の期間制限が消滅時効として定められている場合に、1号・2号による書き分けのみを行う改正については多数の例があり、鉱業法115条1項、大気汚染防止法25条の4、不正競争防止法15条、金融商品取引法20条、同法27条の21第1項・2項などがある。また、長期の期間制限を消滅時効とする趣旨の改正として、「東日本大震災における原子力発電所の事故により生じた原子力損害に係る早期かつ確実な賠償を実現するための措置及び当該原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効等の特例に関する法律」の法律名・1条・3条がある（いずれも「消滅時効等」を「消滅時効」に変更する）。

このほか、自動車損害賠償保障法19条は、被害者の直接請求権等について、「第十六条第一項及び第十七条第一項の規定による請求権は、三年を経過したときは、時効によつて消滅する。」と定めるが、「被害者又はその法定代理人が損害及び保有者を知つた時から三年を経過したとき」に改められる。これは、3年は主観的起算点からの時効期間であるとし、また、法案724条1項1号（現民法724条前段も同旨）と同一の主観的起算点を採用するものである。しかし、従来、3年の起算点は事故時であると解釈されて⁽¹⁸⁾おり、それを主観的起算点に変更して新たに定めるものであることから、実質的改正に当たると考えられる。また、商法798条1項は、「共同海損又ハ船舶ノ衝突ニ因リテ生シタル債権ハ一年ヲ経過シタルトキハ時

(18) 最判昭和56・3・24民集35巻2号271頁（上告理由第一点に関する判断）。

効ニ因リテ消滅ス」と定め、同条2項は、「前項ノ期間ハ共同海損ニ付テハ其計算終了ノ時ヨリ之ヲ起算ス」と定めるが、同条2項について「船舶ノ衝突ニ付テハ損害及び加害者ヲ知りタル時ヨリ」が追加される。これは、船舶の衝突に関しては1年を主観的起算点からの時効期間とし、また、法案724条1項1号（現民法724条前段も同旨）と同様の主観的起算点を採用するものであり、実質的改正に当たる。

(2) 不法行為による損害賠償請求権の3年の消滅時効に関する規定については、生命・身体侵害の不法行為による場合に5年の消滅時効とする旨の規定が設けられる。これは、改正法案において法案724条の2が新設され、生命・身体侵害の不法行為による損害賠償請求権について主観的起算点からの時効期間が5年に延長されることに伴うものである。この趣旨の改正には次の三つの方法があり、いずれも法案724条の2の考え方を積極的に取り込むものとして、実質的改正に属するであろう。

まず、たとえば、製造物責任法5条は1項と2項から成るが、その間に新設の2項が追加され、「人の生命又は身体を侵害した場合における損害賠償の請求権の消滅時効についての前項第一号の規定の適用については、同号中「三年間」とあるのは、「五年間」とする。」と定められる。これと同趣旨の新設の規定として、鉱業法115条2項、水洗炭業法20条2項がある。

また、たとえば、大気汚染防止法25条の4前段は、「第二十五条第一項に規定する損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び賠償義務者を知つた時から三年間行なわないときは、時効によつて消滅する。」と定めるが、1号・2号による書き分け（前述(1)参照）を行うに当たり、1号として「被害者又はその法定代理人が損害及び賠償義務者を知つた時から五年間行使しないとき。」に改められる。これは、同法25条1項の損害賠償請求権はすべて生命・身体侵害に関するものであるため、一律に5年に延長するものと考えられる。これと同趣旨の改正として、水質汚濁防止法20条の3がある。なお、同趣旨から、法的責任に代わる救済に当たる追加給付金の請求期限を5年に延長する改正として、特定フィ

ブリノゲン製剤等による C 型肝炎感染被害者救済特別措置法 9 条、特定 B 型肝炎ウイルス感染者給付金等特別措置法 10 条がある。

さらに、たとえば、銀行法 52 条の 59 第 5 項は、「民法第七百二十四条（不法行為による損害賠償請求権の期間の制限）の規定は、第一項及び第三項の請求権について準用する。」と定めるが、準用規定として「第七百二十四条の二（人の生命又は身体を害する不法行為による損害賠償請求権の消滅時効）」が追加される。これも、法案 724 条の 2 を準用する方法により同趣旨の改正を行うものであり、保険業法 283 条 5 項、農業協同組合法 11 条の 11 第 4 項なども同様である。

これに対し、「東日本大震災における原子力発電所の事故により生じた原子力損害に係る早期かつ確実な賠償を実現するための措置及び当該原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効等の特例に関する法律」3 条は、「特定原子力損害に係る賠償請求権に関する民法（明治二十九年法律第八十九号）第七百二十四条の規定の適用については、同条前段中「三年間」とあるのは「十年間」と、同条後段中「不法行為の時」とあるのは「損害が生じた時」とする。」定めるが、そこに後段が新設され、「この場合においては、同法第七百二十四条の二の規定は、適用しない。」とする規定が追加される。これは、すでに主観的起算点からの時効期間が 10 年と定められていることから、被害者にとって不利となる法案 724 条の 2 の適用を排除するものと考えられる。

V 個別的な整備内容

1 総則関係

(1) 小切手法は 33 条は、「振出ノ後振出人ガ死亡シ又ハ行為能力ヲ失フモ小切手ノ効力ニ影響ヲ及ボスコトナシ」と定めるが、「死亡シ意思能力ヲ喪失シ又ハ行為能力ノ制限ヲ受クルモ」に改められる。これは、法案 3 条の 2 において、意思能力を欠く者の法律行為を無効とする規定が新設されることに伴い、振出し後の意思無能力が小切手の効力に影響しないこと

を明確にするものである（法案 97 条 3 項の改正と同趣旨である）。

(2) 商法 522 条は、5 年の商事時効を定めるが、この規定は「削除」される。これは、現民法 170 条以下の職業別の短期消滅時効が、その時効期間の差異を合理的に説明することが難しいとして廃止されることに伴い、民事時効と商事時効の 5 年の時効期間の差についても合理的な説明が困難な事案が存在することなどが考慮されたものである。⁽¹⁹⁾ 実質的改正に当たるといえる。

2 債権総則関係

(1) 民事執行法 171 条は、代替執行について、「民法第四百十四条第二項本文又は第三項に規定する請求に係る強制執行は、執行裁判所が民法の規定に従い決定する方法により行う。」と定めるが、「次の各号に掲げる強制執行は、執行裁判所がそれぞれ当該各号に定める旨を命ずる方法により行う。一 作為を目的とする債務についての強制執行 債務者の費用で第三者に当該作為をさせること。二 不作為を目的とする債務についての強制執行 債務者の費用で、債務者がした行為の結果を除去し、又は将来のため適当な処分をすべきこと。」に改められる。これは、法案 414 条において、履行の強制に関する手続的規律が削除され、民事執行法の規律に委ねられることに伴い、民事執行法 171 条 1 項 1 号と 2 号において、それぞれ現民法 414 条 2 項本文の趣旨と 3 項の趣旨を定めるものである。なお、現民法 414 条 2 項ただし書の判決代用については、すでに民事執行法 174 条に規定がある。

(2) 鉦業法 113 条は、「損害の発生に関して被害者の責に帰すべき事由があつたときは、裁判所は、損害賠償の責任及び範囲を定めるのについて、これをしんしゃくすることができる。」と定めるが、「損害の発生又は拡大に関して」に改められる。これは、現民法 418 条が、過失相殺について、

(19) 法務省法制審議会民法（債権関係）部会の部会資料 78A 「民法（債権関係）の改正に関する要綱案のたたき台（12）」12-13 頁（2014 年）参照。また、潮見・前掲注（7）42 頁。

「債務の不履行に関して債権者に過失があったときは」と定めるのに対し、法案 418 条において、「債務の不履行又はこれによる損害の発生若しくは拡大に関して債権者に過失があったときは」に変更されることに伴うものであると考えられる。たしかに、鉱業法 109 条の損害賠償義務は不法行為責任の一種であり、同法 113 条はそれに関する過失相殺の規定であるが、同法 113 条は、現民法 418 条の「損害賠償の責任及びその額を定める」を参考に、「損害賠償の責任及び範囲を定めるのについて」と定めたとみられ、そのため、法案 418 条の改正にも合わせようとするものではないかと思われる。これと同趣旨の改正として、水洗炭業法 19 条がある。

(3) 電子記録債権法 16 条 1 項 4 号は、発生記録に記録すべき事項として、「債権者が二人以上ある場合において、その債権が不可分債権であるときはその旨、可分債権であるときは債権者ごとの債権の金額」と定めるが、「不可分債権又は連帯債権であるときはその旨」に改められる。これは、法案 432 条以下に連帯債権に関する規定が新設されることに伴うものであり、実質的改正といえる。

(4) 電子記録債権法 34 条 2 項は、「前項の規定にかかわらず、電子記録保証人が個人（個人事業者である旨の記録がされている者を除く。）である場合には、当該電子記録保証人は、主たる債務者の債権による相殺をもって債権者に対抗することができる。」と定めるが、「主たる債務者が主張することができる抗弁をもって債権者に対抗することができる。」に改められる。これは、現民法 457 条 2 項が、主たる債務者の債権による相殺のみについて定めるのに対し、法案 457 条 2 項において、「主たる債務者が主張することができる抗弁をもって債権者に対抗することができる。」に変更され、債権者に対抗できる事由が抗弁一般に拡張されることに伴うものである。従来解釈と一致すると思われるが、実質的改正に属するであろう。

(5) 電子記録債権法 34 条 3 項には、「前項に規定する場合において、主たる債務者が債権者に対して相殺権、取消権又は解除権を有するときは、これらの権利の行使によって主たる債務者がその債務を免れるべき限度に

において、当該電子記録保証人は、債権者に対して債務の履行を拒むことができる。」とする規定が新設される。これは、現民法 457 条 2 項が、相殺権のみについて、かつ、債権者に対抗できるとのみ定めるのに対し、法案 457 条 3 項において、「主たる債務者が債権者に対して相殺権、取消権又は解除権を有するときは、これらの権利の行使によって主たる債務者がその債務を免れるべき限度において、保証人は、債権者に対して債務の履行を拒むことができる。」とする規定が新設され、主たる債務者の取消権・解除権が追加され、かつ、それらの限度で債権者に対し履行を拒絶できる旨に変更されることに伴うものであり、この点において実質的改正といえる。

また、会社法 581 条 2 項についても、持分会社の社員と債権者の関係に関して同趣旨の改正が行われる。もともと会社法 581 条 2 項は、法案 457 条 3 項と同趣旨の規定であると解されているが、法案 457 条 3 項の表現に合わせて、「これらの権利の行使によって持分会社がその債務を免れるべき限度において」に改められ、規律が明確化されるものである。なお、持分会社の社員は持分会社の債務について保証人と類似の地位にあるとして、法案 457 条 2 項・3 項の立案に当たり会社法 581 条 1 項・2 項の規定が参考にされた経緯⁽²⁰⁾があり、法案 457 条 3 項の成案を受けて会社法 581 条 2 項に還元されるかたちになる。

(6) 商法 520 条は、「法令又は慣習により商人の取引時間の定めがあるときは、その取引時間内に限り、債務の履行をし、又はその履行の請求をすることができる。」と定めるが、この規定は「削除」される。これは、法案 484 条 2 項において、ほぼ同文の規定が新設されることに伴い、重複のため削除されるものである。

(7) 抵当証券法 7 条 1 項 4 号は、抵当証券の交付に関して申立ての可能な異議として、「債務者ガ抵当権者ニ対シ相殺ヲ以テ対抗シ得ベキ債権ニ

(20) 法務省民事局参事官室「民法（債権関係）の改正に関する中間試案の補足説明」213-214 頁（2013 年）。

シテ其ノ弁済期ガ抵当権者ノ債権ノ弁済期以前ニ到来スルモノヲ有スルコト」と定めるが、単に「債務者が抵当権者ニ対シ相殺ヲ以テ對抗シ得ベキ債権ヲ有スルコト」に改められる。これは、法案511条1項において、差押えと相殺に関していわゆる無制限説が採用され、差押え前に取得した債権による相殺は、その履行期が受働債権の履行期より後れて到来する場合にあっても許される旨が明示されることに伴うものである。

3 債権各則関係

(1) 商法507条は、「商人である対話者の間において契約の申込みを受けた者が直ちに承諾をしなかったときは、その申込みは、その効力を失う。」と定めるが、この規定は「削除」される。これは、法案525条3項本文において、「対話者に対してした第一項の申込みに対して対話が継続している間に申込者が承諾の通知を受けなかったときは、その申込みは、その効力を失う。」とする規定が新設されることに伴い、重複する規律となるため削除されるものである。

(2) 電子消費者契約・電子承諾通知特例法4条は、「民法第五百二十六条第一項及び第五百二十七条の規定は、隔地者間の契約において電子承諾通知を発する場合については、適用しない。」と定めるが、この規定は「削除」される。これは、現民法526条1項は、契約の承諾の意思表示について発信主義を定める規定であり、また、現民法527条はそれを前提とする規定であるが、改正法案によりいずれも「削除」され、承諾の意思表示についても到達主義に変更されることに伴い、特則を定める必要性が失われるからである。この結果、電子消費者契約・電子承諾通知特例法1条(趣旨)の一部、同法2条4項の「電子承諾通知」の定義も不要となるため、それぞれ「削除」され、法律名も「電子消費者契約に関する民法の特例に関する法律」に改められる。また、特定商取引法15条の第1項は、特例法を引用しているため、その引用する法律名も変更される。

(3) 商法576条1項は、「運送品ノ全部又ハ一部カ不可抗力ニ因リテ滅失シタルトキハ運送人ハ其運送賃ヲ請求スルコトヲ得ス若シ運送人カ既ニ

其運送貨ノ全部又ハ一部ヲ受取りタルトキハ之ヲ返還スルコトヲ要ス」と定めるが、この規定は「削除」される。商法 576 条 1 項は、危険負担に関する債務者主義を独自に定めるものであるが、改正法案により現民法 534 条の債権者主義の規定が削除され、法案 536 条において債権者に反対債務の履行拒絶権が認められる。このため、商法 576 条 1 項はその独自の意味を失うと解されること、また履行拒絶権とは異なる構成に立つ規定であることを考慮し、今後は改正法案の規律に委ねる趣旨であると思われる。もっとも、商法 576 条 1 項後段は、運送人について受領した運送貨の返還義務を認めているのに対し、法案 536 条には、反対債務が既履行のときの返還義務について定めがない。その点の取扱いも改正法案の規律・解釈に委ねる趣旨⁽²¹⁾であろうが、この部分は実質的改正に当たると評価すべきであろう。

また、商法 576 条 2 項は、「運送品ノ全部又ハ一部カ其性質若クハ瑕疵又ハ荷送人ノ過失ニ因リテ滅失シタルトキハ運送人ハ運送貨ノ全額ヲ請求スルコトヲ得」と定めるが、「運送品ノ全部又ハ一部ガ其性質又ハ瑕疵ニ因リテ滅失シタルトキハ荷送人ハ運送貨ノ支払ヲ拒ムコトヲ得ズ」に改められ、荷送人の過失による滅失に関する部分は「削除」される。これは、荷送人の過失による滅失の場合、法案 536 条前段によれば、債権者の帰責事由による不能として反対債務の履行拒絶権は否定されることになり、商法 576 条 2 項はそれと同じ結果をもたらすものであること、また、履行拒絶権とは異なる構成に立つ規定であることが考慮され、今後は改正法案の規律に委ねる趣旨であると思われる。他方、運送品の性質・瑕疵による滅失に関しては、債権者の帰責事由による不能とは異なりうるため、商法 576 条 2 項のこの部分には独自の意義があると解せられる。そこで、債権者の履行拒絶権を否定する表現に変更したうえで、その規律を実質的に維持するものと考えられる。

(21) 法案 536 条は債権者に反対債務の履行拒絶権を認めるにすぎず、反対債務を消滅させる（また、既履行給付の返還を求める）には解除を要することになりうる。「法制審議会民法（債権関係）部会第 91 回会議 議事録」21 頁（鹿野幹事）（2014 年）、潮見・前掲(7)223 頁。

(4) 宅地建物取引業法 39 条 2 項は、手付に関して、「当事者の一方が契約の履行に着手するまでは、買主はその手付を放棄して、当該宅地建物取引業者はその倍額を償還して、契約の解除をすることができる。」と定めるが、「買主はその手付を放棄して、当該宅地建物取引業者はその倍額を現実に提供して、契約の解除をすることができる。ただし、その相手方が契約の履行に着手した後は、この限りでない。」に改められる。これは、改正法案により法案 557 条 1 項が同趣旨の規定に変更されることに伴い、それに合わせるものである。もっとも、倍額を「現実に提供して」解除できるとする規律、「相手方が」契約の履行に着手した後は解除できないとする規律は、法案 557 条 1 項において新たに定められるものであり、それを積極的に取り込む点については、実質的改正に当たるといえる。

(5) 不動産登記法 96 条は、「買戻しの特約の登記の登記事項は、第五十九条各号に掲げるもののほか、買主が支払った代金及び契約の費用並びに買戻しの期間の定めがあるときはその定めとする。」と定めるが、「買主が支払った代金（民法第五百七十九条の別段の合意をした場合にあっては、その合意により定めた金額）」に改められる。これは、法案 579 条において、買戻しに関して同趣旨の括弧書が追加され、「買主が支払った代金（別段の合意をした場合にあっては、その合意により定めた金額。第五百八十三条第一項において同じ。）及び契約の費用を返還して、売買の解除をすることができる。」と変更されることに伴うものである。

(6) 農地法 7 条 8 項は、農業生産法人でなくなった場合における国による買収について、「所有権以外の権原に基づく使用及び収益をさせている者が……使用貸借の解除をし、合意による解約をし、若しくは返還の請求をし、賃貸借の解除をし、解約の申入れをし、合意による解約をし、若しくは賃貸借の更新をしない旨の通知をし……たときは、当該農地又は採草放牧地については、第一項の規定による買収をしない。」と定めるが、使

(22) 農地法の一部改正（平成 27 年 9 月 4 日）により、農業生産法人は農地所有適格法人と呼称されることとなった。

用貸借に関する「返還の請求をし」の部分は「削除」される。これは、現民法 597 条 2 項・3 項が、使用貸借の終了について貸主が目的物の返還を請求できる時期に着目して定め、その返還の請求が解除の意思表示を包含すると解されているのに対し、法案 598 条 1 項・2 項において、貸主による契約解除とそれができる時期に着目して定めるよう変更され、返還の請求は使用貸借の終了原因ではなく効果として位置づけられることに伴うものであり、終了原因としては「使用貸借の解除をし」に吸収されることになる。

(7) 農地法 19 条は、「農地又は採草放牧地の賃貸借についての民法第六百四条（賃貸借の存続期間）の規定の適用については、同条中「二十年」とあるのは、「五十年」とする。」と定めるが、この規定は「削除」される。これは、現民法 604 条 1 項が、賃貸借の存続期間の上限を 20 年とするのに対し、法案 604 条 2 項において上限が 50 年に延長されることに伴い、特則を定める必要性が失われるためである。

(8) 投資事業有限責任組合契約法 7 条 1 項は、「組合の業務は、無限責任組合員がこれを執行する。」と定めるが、「組合の業務は、無限責任組合員が決定し、これを執行する。」に改められる（見出しも「業務執行の方法等」から「業務の決定及び執行の方法」に改められる）。これは、現民法 670 条が、組合業務の執行方法についてのみ定めるのに対し、法案 670 条において組合業務の決定方法も明確化され、1 項が「組合の業務は、組合員の過半数をもって決定し、各組合員がこれを執行する。」に変更されることに伴うものである。

また、有限責任事業組合契約法 13 条 2 項は、「組合員は、組合の業務執行の一部のみを委任することができる。」と定めるが、「一人又は数人の他の組合員又は第三者に委任することができる。」に改められる。これは、現民法 670 条 2 項が、組合業務の執行を誰に委任できるかを定めていないのに対し、法案 670 条 2 項において、「組合の業務の決定及び執行は、組

(23) 法務省民事局参事官室・前掲注(20)470頁。

合契約の定めるところにより、一人又は数人の組合員又は第三者に委任することができる。」と明確化されることに伴い、それと同趣旨の改正を行うものである。

そして、有限責任事業組合契約法 14 条の 2、投資事業有限責任組合契約法 7 条の 2 には、それぞれ見出しを「組合の代理」とする規定が新設される。これは、現民法が組合代理に関する規定をもたないのに対し、法案 670 条の 2 において、組合代理に関する規定が新設されることに伴い、その趣旨に従いつつそれぞれの法律の事情に合わせて規律を設けるものであり、実質的改正に当たる。

さらに、有限責任事業組合契約法 24 条 3 項には、「第一項の規定により組合の成立後に加入した組合員は、その加入前に生じた組合の債務については、これを弁済する責任を負わない。」とする規定が新設される。これは、法案 677 条の 2 第 2 項において、組合の成立後に加入した組合員の責任に関する規定が新設されることに伴い、同趣旨の改正を行うものであり、実質的改正に当たる。

VI 条数等に関する整備内容

1 民法の準用等における条数の変更

改正法案において民法の条数の変更・新設が行われることに伴い、それを準用ないし引用する関係法律において、それを反映するための条数の変更・追加のみが行われることがある。たとえば、商法 508 条 2 項は、「民法第五百二十三条の規定は、前項の場合について準用する。」と定めるが、現民法 523 条は法案 524 条へと条数が変更されることから、「第五百二十四条」に改められる。会社法 593 条 4 項は、「この場合において、同法第六百四十六条第一項、第六百四十八条第二項、第六百四十九条及び第六百五十条中「委任事務」とあるのは「その職務」と、同法第六百四十八条第三項中「委任」とあるのは「前項の職務」と読み替えるものとする。」と定めるが、改正法案により法案 648 条の 2 が新設されることに伴い、「第

六百四十八条第二項」の後に「第六百四十八条の二」が追加され、また、法案 648 条 3 項が 1 号・2 号に書き分けられることに伴い、「第六百四十八条第三項」は「第六百四十八条第三項第一号」に改められる。これと同趣旨の改正が行われる例は多数あり、信託法 54 条 4 項、電子記録債権法 13 条・35 条、非訟事件手続法 94 条 5 項、特許法 65 条 6 項などであり、このほか、心裡留保（前述Ⅱ 1(1) 参照）、詐害行為取消権（前述Ⅲ 2(2) 参照）に関する同趣旨の改正も多い。

2 関係法律の条項等の新設・削除による条数の変更

整備法案により関係法律の条項等が新設・削除されることに伴い、当該関係法律内における後続の条数の変更のみが行われることがある。たとえば、民事再生法 134 条の 2 と 134 条の 3 は、それぞれ同法 134 条の 4 と 134 条の 5 に変更される。これは、整備法案により、民事再生法 134 条の 2 と 134 条の 3 が新設されること（前述Ⅲ 2(6) 参照）に伴うものである。また、マンション建替え円滑化法 76 条 1 項 3 号は、同法 76 条 1 項 4 号に変更される。これは、整備法案により、マンション建替え円滑化法 76 条 1 項 1～2 号が 1～3 号に再編されること（前述Ⅲ 5 参照）に伴うものである。そして、消費者集団訴訟特例法 3 条 1 項 5 号は、同法 3 条 1 項 4 号に変更される。これは、整備法案により、消費者集団訴訟特例法 3 条 1 項 4 号が削除されること（前述Ⅲ 2(2) 参照）に伴うものである。これと同趣旨の改正として、鉄道営業法 18 条の 2 の追加に伴う後続条数の変更、軌道法 27 の 2 の追加に伴う後続条数の変更（これらにつき前述Ⅳ 1 参照）、特定住宅瑕疵担保責任履行確保法 2 条 2 項の追加（前述Ⅳ 2(1) 参照）に伴う後続項数の変更、資産流動化法 200 条 2 項 4 号の削除に伴う後続号数の変更がある。

3 関係法律内・関係法律間の準用等における条数等の変更

整備法案により関係法律の条項等が変更・新設・削除されることに伴い、それを準用ないし引用する当該関係法律ないし他の関係法律において、そ

れを反映するための条数の変更・追加・削除のみが行われることがある。たとえば、破産法 240 の 10 第 4 項は、「第一項に規定する場合における第百六十八条第二項の規定の適用については、当該行為の相手方が受託者等又は会計監査人であるときは、その相手方は、当該行為の当時、受託者等が同項の隠匿等の処分をする意思を有していたことを知っていたものと推定する。」と定めるが、整備法案により同法 170 条の 2 が新設されることに伴い、「第百六十八条第二項及び第七十条の二第二項の規定の適用については」と「これらの規定に規定する隠匿等の処分をする意思」に改められる。また、消費者契約法 12 条 3 項には、「第八条第一項第五号に掲げる消費者契約の条項にあつては、同条第二項各号に掲げる場合に該当するものを除く。」と定める部分があるが、整備法案により同法 8 条 1 項 5 号は削除されて 1 号・2 号に吸収されること（前述Ⅳ 2(2) 参照）に伴い、「第八条第一項第一号又は第二号に掲げる」に改められる。これと同趣旨の改正は多数あり、信託法 23 条 3 項、民事再生法 12 条 1 項 2 号・16 条 4 項 1 号・32 条、金融商品取引法 21 条の 3・23 条の 2・23 条の 12 第 5 項ほか、著作権法 74 条 2 項などがある。

また、たとえば、関税法 14 条の 2 第 2 項は、「この場合において……同条〔=国税通則法 73 条〕第五項中「国税（附帯税、過怠税及び国税）」とあるのは「関税（附帯税及び関税）」と……読み替えるものとする。」と定めるが、「同条第五項及び第六項中」に改められる。これは、整備法案により準用先の国税通則法 73 条に 6 項が新設されることに伴うものである。農林中央金庫法 7 条は、「商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百四条から第五百二十二条までの規定は農林中央金庫の行う行為について……準用する。」と定めるが、整備法案により準用先の商法 507 条・514 条・517 条から 520 条までが削除されることに伴い、「第五百四条から第五百六条まで、第五百八条から第五百十三条まで、第五百十五条、第五百十六条及び第五百二十一条の規定」に改められる。これと同趣旨の改正として、金融機関等更生手続特例法 60 条・226 条、国債法 8 条、租税特別措置法 97 条の 2 第 24 項表がある。

VII その他の改正内容

1 改正法案・整備法案と関係しない改正

改正法案・整備法案による改正と直接の関係はないが、整備法案の対象となる関係法律についていわば「この機会に」改正が行われることがある（前述Ⅲ 2(5)の積み残しの改正も参照）。民法施行法4条は、「証書ハ確定日附アルニ非サレハ第三者ニ対シ其作成ノ日ニ付キ完全ナル証拠力ヲ有セス」と定めるが、この規定は「削除」される。改正法案・整備法案にこれと関係する改正は見当たらず、この規定は現在では意味を失ったと解されることによるものと思われる⁽²⁴⁾。また、商法592条の2において、「第五百六十七条ノ規定ハ旅客ノ運送人ニ之ヲ準用ス」という規定が新設される。同法567条は、運送取扱人の債権について1年の短期消滅時効を定める規定であり、商法第2編第8章第2節の「物品運送」の運送人に関しては、同法589条により短期消滅時効が準用されるが、第3節の「旅客運送」の運送人に関しては、これまで準用規定が存在しなかったため、新設の規定により手当するものと考えられる。そして、民事執行法22条4号の2は、債務名義として、「……若しくは家事事件の手續の費用の負担の額を定める裁判所書記官の処分又は第四十二条第四項に規定する執行費用及び返還すべき金銭の額を定める裁判所書記官の処分……」と定めるが、「家事事件若しくは国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（平成二十五年法律第四十八号）第二十九条に規定する子の返還に関する事件の手續の費用の負担の額」に改められる。これは、いわゆるハーグ条約の締結にもとづく実施法が平成26年4月1日に施行されたことに伴うものであると考えられる。以上は、いずれも実質的改正に当たるといえる。

このほか、整備法案の対象となる関係法律について誤記等が訂正される

(24) 民事訴訟法の体系書・注釈書において同法4条が言及されることはなく、証書の証拠力は自由心証主義に従うと解されていると考えられる。

ことがある。保険業法 21 条の見出しは、「会社法の準用」であるが、商法も準用されていることから、「会社法等の準用」に改められる。また、同法 21 条 2 項は、「商法（明治三十二年法律第四十八号）第二編第一章（第五百一条から第五百三条まで及び第五百二十三条を除く。）（総則）の規定は相互会社の行う行為について……準用する。」と定めるが、商法 523 条はすでに削除済みの規定であるため、「（第五百一条から第五百三条までを除く。）」に改められ、同法 198 条 2 項についても同様の改正が行われる。さらに、漁業財団抵当法 3 条の 2 は、「前条第四項ノ規定ハ前項ノ認可ニ之ヲ準用ス」と定めるが、前条の 3 条ではなく 2 条の誤りであることから、「第二条第四項ノ規定」に改められる。

2 用語法の統一

整備法案の対象となる関係法律について、用語法の統一のための字句・表現の修正が行われることがある。次のようなものがある（複数の例があるときは、整備法案の新旧対照条文を先頭から検索し、最初にヒットした一例のみを示す）。

- 一に →いずれかに 森林法 61 条柱書
- 訴 →訴え 鉱業法 98 条 1 項 2 号
- 行なう →行う 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 41 条 1 項
- 行わないとき →行使しないとき 保険法 95 条
- かんがみ →鑑み 裁判外紛争解決手続利用促進法 1 条
- こえる →超える 宅地建物取引業法 39 条 1 項
- さかのぼって →遡って 農水産業協同組合貯金保険法 114 条 6 項
- 定 →定め 自動車抵当法 6 条
- 差押（仮差押） →差押え（仮差押え） 森林法 61 条 3 号
- 時効により（因り） →時効⁽²⁵⁾によって 地方自治法 236 条 1 項

(25) もっとも、「時効により」という表現が修正されない例もある。執行官法 14 条、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律 9 条など。

時効に因って →時効によって 当せん金付証票法 12 条
支給事由 →支給すべき事由 国民年金法 102 条 1 項
しんしゃく →しん酌 水洗炭業法 19 条
すでに →既に 刑事補償法 4 条 5 項
但し →ただし 自動車抵当法 6 条
てん補 →填補 信託法 43 条見出し
手附 →手付 宅地建物取引業法 39 条 1 項
取消 →取消し 地方税法 20 条の 7
払戻 →払戻し 農業災害補償法 88 条
払渡 →払渡し 土地収用法 95 条見出し
引渡 →引渡し 土地収用法 95 条 5 項 2 号
附加して →付加して 自動車抵当法 6 条
みずから →自ら 宅地建物取引業法 39 条 1 項
基く →基づく 厚生年金保険法 93 条
民法 →民法（明治二十九年法律第八十九号） 工場抵当法 2 条 1 項
手形法 →手形法（昭和七年法律第二十号） 商法 613 条 2 項
並びに〔同レベルの条項が並ぶとき〕 →及び 保険業法 198 条 2 項
若しくは〔同レベルの語句が並ぶとき〕
→又は 金融商品取引法 20 条 1 号
……、又、…… →……、また、…… 刑事補償法 4 条 6 項
本項 →この項 地方税法 18 条の 2 第 3 項
左の各号の →次の各号の 森林法 61 条柱書
左の各号に掲げる →次（の各号）に掲げる 土地収用法 95 条
場合〔各号の文末にあるとき〕 →とき。 著作権法 74 条 1 項
第二項の規定による……〔同表現が既出であるとき〕
→当該…… 競馬法 23 条の 6 第 5 項
差押え（仮差押え）を受けた
→差押え（仮差押え）により……の払渡しを禁じられた

森林法 61 条 3 号

連帯納付義務又は連帯納入義務

→連帯して納付し、又は納入する義務 地方税法 10 条

……について、〔一つの条項内で複数の項目につき準用規定を定める場合〕 → 〔一つの項目内の読点を削除〕

動産・債権譲渡特例法 14 条 1 項・2 項

……について、……について準用する〔一つの条項内で複数の項目につき準用規定を定める場合〕

→……について、……について、それぞれ準用する

動産・債権譲渡特例法 14 条 1 項・2 項

VIII おわりに

改正法案による民法改正の大規模さを考えれば、その影響が多数の法律・条文に及ぶことは容易に推察される場所である。実際に整備法案において改正の対象となる法律・条文の数は膨大であり、これ自体は改めて確認するまでもないことである。しかし、整備法案の内容を詳しく整理すると、その数ほどには改正の種類は多くなく、むしろ意外に限定的であると思われる。

整備法案による改正として、改正法案を契機とする条数の変更等が相当数必要になるであろうことは想像するに難しくなく、こうしたいわば形式的整備は各種の領域の多数の法律・条文について行われる（前述 VI 1 参照）。それとともに、整備法案による改正自体を契機とする玉突き的な条数の変更等も、かなりの数に上って行われる（前述 VI 2、3 参照⁽²⁶⁾）。こちらは想像を超える感があり、民法改正の影響の広がりをよく示すものであろう。

整備法案による条文の変更等の改正に関していえば、最も影響が大きいのは、時効（不法行為による損害賠償請求権の消滅時効を含む）、法定利

(26) なお、VI、VIIに該当する整備であっても、II～Vに該当する整備の一環として行われる場合は例示を省略していることがある。

率、詐害行為取消権に関する大幅な改正といえる（前述Ⅱ 3、Ⅲ 1・2、Ⅳ 3 参照）。時効と法定利率の改正の影響は、非常に広い範囲の多数の法律・条文に及んでいるが、これは、何らかの権利が発生するときはその消滅時効が、また、何らかの請求権が発生するときはそれに関する利息が、それぞれ一般的に問題になりうるからであると思われる。詐害行為取消権の改正の影響は、倒産関係法を中心とする特定の領域の法律に限られているが、変更等が必要となる条文の数の多さは注意をひくものがある。これに対し、債務不履行、債権者代位権、保証、危険負担、定型約款、契約解除、担保責任についても大幅な改正が行われるが、整備法案に関していえば、それらの影響は特定の領域の法律・条文への単発的な波及にとどまるようにみえる。このことは、それらの改正の重要性を否定するものではなく、民法の規律が一般法としてそのまま妥当しているため、整備法案の対象となるような特別法等が少ないからにすぎないと思われる。しかし、改正法案のなかで注目を集めている項目であるだけに、整備法案に関して異なる印象が残ることは否めない。むしろ、整備法案による改正への影響という点では、心裡留保、錯誤取消し、利益相反行為、弁済供託についての改正の方が大きいといえる。また、指名債権の語の廃止は、一部の法律・条文の整備を必要とするにすぎないが、債権の種類を記述する必要がある場合に条文の著しい煩雑化をもたらすという点で、意外に影響が大きいところがある⁽²⁷⁾。

整備法案による改正のなかには、法律・条文の実質的改正と評価しうるものも一定数存在している。関係法律に改正法案の規律や考え方を取り込むことは、一般法である民法との整合性を図るだけであり、実質的改正と呼ぶほどではないものが多いかも知れない。しかし、そうした改正は関係法律の理念・趣旨をふまえた審議にもとづくはずであり、改正法案・整備法案や関係資料からその審議の過程・内容が見えにくい部分があるのはた

(27) 整備法案における条文の変更内容を見ると（前述Ⅲ 3(3)参照）、指名債権の語は廃止しない方が簡明であったように思われる。

しかである。少なくとも条数の変更のような形式的整備と同列に扱うことは妥当ではなく、そうした改正も整備法案に含まれていることに注意が必要であろう。

整備法案の対象となる法律・条文の数は膨大であるため、本稿の整理にもれや不備があることが懸念される。とくに、一つの条項に複数の改正箇所があるときに見落としが生じているおそれがあり、また、関係法律が多様な領域に及ぶため条文の趣旨を把握できず、その結果、改正の理由となる改正法案の箇所との関係や改正の趣旨を見誤っているおそれがある。ともあれ、本稿が、整備法案への関心やその理解にとって参考になれば幸いである。